

相模原市農業委員会第18回会議議事録

開会日時 令和5年8月31日 午後1時36分

閉会日時 令和5年8月31日 午後3時15分

開催場所 産業会館3階 大研修室

出席委員 (印)

| | | | | | |
|---|-------|--|-------|----|-------|
| | 青木 齊 | | 志村 佳男 | 15 | 八木 拓美 |
| | 齋藤 憲一 | | 阿部 健 | | 菱山 喜章 |
| | 加藤 正博 | | 高橋 三行 | | 藤村 達人 |
| | 渋谷 久夫 | | 齋藤 孝之 | | 天野 明 |
| | 斉藤 嘉之 | | 山口 幸男 | | 加藤 通一 |
| 6 | 大塚 優子 | | 大谷 健一 | | |
| | 小林 康史 | | 西東 邦雄 | | |

出席委員 17名

欠席委員 2名 (6番大塚優子委員、15番八木拓美委員)

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 天野修 濱端雄高 田中博貴 鈴木克彦

議事録署名人 議長

議席 2番

議席 16番

会議に付した事件

| 日程 | 番 号 | 件 名 |
|----|--------|--|
| 1 | | 会務報告 |
| 2 | | 第9回農政運営委員会報告 |
| 3 | 議案第24号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 4 | 議案第25号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 5 | 議案第26号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 6 | 議案第27号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 7 | 議案第28号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 8 | 議案第29号 | 「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」(案)の意見照会に対する回答について |
| 9 | 報告第26号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 10 | 報告第27号 | 農地所有適格法人の報告について |
| 11 | 報告第28号 | 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について |
| 12 | 報告第29号 | 非農地証明書の発行について |
| 13 | 報告第30号 | 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について |
| 14 | 報告第31号 | 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について |

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第18回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、6番大塚優子委員、15番八木拓美委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番齋藤憲一委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。本日の傍聴希望は出ておりませんので、進めさせていただきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長、報告をお願いします。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年7月31日から令和5年8月30日までの主な会務につきまして御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

8月23日、農業委員会活動推進大会運営委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、大会の開催方法及び運営並びに提出議案についてほかでございます。

同日、同所におきまして、農業会議臨時総会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、役員補充選任でございます。

同日、同所におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が引き続き出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告8件となっております。

続きまして、市関係でございます。

7月31日、農業委員会第17回総会を行いまして、農業委員19名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

8月3日、令和5年度相模原市米軍基地返還促進等市民協議会理事会が行われまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、令和5年度の要請についてほかでございます。

8月7日、津久井管内における相模原市農業委員会と関係機関との情報交換会を行いまして、農業委員4名が出席しております。また、8月8日、本庁管内における相模原市農業委員会と関係機関との情報交換会を行いまして、農業委員4名が出席しております。会議の内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和4年度の実績等についてほかでございます。

続きまして、同日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。また、8月9日、津久井地区の個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員10名が出席しております。会議の内容は、いずれも7月の活動報告についてほかでございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。

8月10日、用途地域等見直しの方針における第4回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、用途地域等見直しの方針についてでございます。

同日、同所におきまして、第8回線引き見直しにおける第3回相模原市都市計画審議

会小委員会が行われまして、引き続き、阿部会長が出席しております。内容につきましては、第8回線引き見直しについてでございます。

8月22日、役員会を行いまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

8月25日、第9回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員9名が出席しております。内容については、令和6年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見案についてほかでございます。

続きまして、2のその他、市関係でございます。

8月4日、緑区鳥屋におきまして農地再生モデル事業を行い、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、草取り等でございます。8月18日にも農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名が出席の中で、草取り等を実施しております。

私からは以上でございます。

議長（阿部会長）

報告が終わりました。皆様から何か御発言がございましたら、お願いします。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第9回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第9回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

8月25日に開催されました第9回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題1について、基本構想の第5 - 6の文面で、使役表現になっている箇所を修正するのはよいとの意見がありました。

議題3について、農業委員会、農協と連携した相談窓口や農業者向けの支援など、既に実施していることに関しては、ホームページなどを利用し、情報発信したほうがよいとの意見がありました。また、新規就農の一体化された相談窓口について、常設が難しいようであれば、年に複数回、相談会を開催する形でもよいのではないかと意見がありました。

以上で、第9回農政運営委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

17番（藤村委員）

今の報告の最後の8月8日に行われた関係機関との情報交換会というところで、一本化に関してはできないと相当はっきり言われたので、もっと実利を取ろうという議論だったと思います。将来的には、新規就農者がより便利に使えるような方法を考えたかどうかと。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。共通の認識になっていくのだらうと思いますので、皆様方、こうすることで御意見がありましたら、またお願いしたいと思いますが、ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、今、藤村委員からも、そのところは実利を取っていこうという話がありまして、その方向は考えていく必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、第9回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-10、3-11及び3-1008、3-1009は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-10及び3-11は、中央区田名に住む同一の譲受人が、中央区田名に住む譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページです。申請地は、田名の田、合計2筆、970㎡です。今後の作付は、水稻を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地20筆、15,040㎡で、全て適切に管理されており、農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、3ページを御覧ください。

收受番号3-1008は、緑区中野に住む譲受人が、座間市に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、中野の畑、4筆、1,549㎡です。今後の作付は、サツマイモ、ブロッコリー、スイカ、トウモロコシなどを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地1筆、247㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日、妻が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-1009は、緑区根小屋に住む譲受人が、緑区城山1丁目に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は根小屋の畑、1筆、257㎡です。今後の作付は、柿を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、

経営農地15筆、7,491㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が150日、長男が100日、長男の嫁が50日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-10及び3-11については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

現在、買主は売主の田を何年かかけて借りている状態です。売主はとても耕作できないような状態でしたので、買うということは大変素晴らしいことだと思います。買主も四、五反やっているんですかね、大変意欲的にやっておりますので結構な話だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1008については、本日欠席の大塚委員から、「8月25日に高城推進委員と現地を確認しました。耕作に意欲的な方で、問題はないと思います。自宅の隣の農地で、管理も十分できると思います」との報告でございました。

続きまして、収受番号3-1009については、本日欠席の八木委員から、「8月25日に長谷川推進委員と現地を確認しました。特に問題ありません」との報告でございます。

報告は以上です。

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

3-1008です。大塚委員の意見としては意欲的にやられているのですが、一応、面積要件はなくなったんですが、何らかの形で頑張ってもらえるだろうなという情報が欲しいんですが、何かありますでしょうか。

事務局（伊藤所長）

この方の父の代の本家の農地が、申請地でいきますと、一番上の道路を挟んで反対側に耕作マークがついている菱形の土地があるかと思うんですが、そちらが本家の土地でありまして、管理を兼ねて、こちらを耕作しています。良好に耕作されておりまして、ちなみに、お持ちの247㎡の農地ですけれども、栗の木が植わってしまっていて、下草もきれいに刈られて管理されている。栗に関しては、近所の家の前でちょっとした直売所をつくってしまっていて、無人ですけど、そちらで販売していることを確認しております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。
議案第24号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。
よって日程3議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第25号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-2は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-2は、申請人が所有する南区若松の農地、2筆、1,036㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況については、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、近隣の産業廃棄物事業者からの要望により、資材置場として使用するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の土留め鉄板をそのまま使用し、敷地内に単管パイプの柵を設置します。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若松小学校の東約10mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-2については、地区担当委員の高橋三行委員、お願いいたします。

10番（高橋委員）

8月26日に現地調査に行ってみりました。今、1,036㎡全ての申請になっているんですけども、用途、利用の地図を見ると、奥に農地があるんです。それで道路がついていないものですから、幅員2.5mの道路分を取るといようなことが書いてあるので、これで合っているのか一つ疑問に思いました。

この場所は、隣に小学校がありまして、車の通りの多いところではありません。今後、使用する業者から、小学校にも担当する教育委員会や各部署にも説明して、こんな形で使いますのでよろしいですかと了承を取っているそうです。奥へ入る農地への通路以外には、別に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

報告が終わりましたが、今の道路分に関わる懸念について、事務局。

事務局（天野総括副主幹）

奥の畑の部分に2.5m通路を確保するということですが、申請人の奥が畑で、土地を持っています。今回、畑に行く道がなくなってしまうので、事前にその分を確保し、その分も含めて転用区域に入れてある形になっております。

事業者は使わないんですけど、所有者が奥の畑へ行くためにその分を単管パイプですらして、通路を確保しておくという形です。

10番（高橋委員）

はい、分かりました。

17番（藤村委員）

すみません、高橋委員は分かったかもしれないけど、私は分からないので。今言った話は、国道16号から入れないですよ。どこの話ですか、国道16号から入るとい話ですか。

事務局（天野総括副主幹）

基本的には、国道16号側から利用する計画になっています。この地図の駐車場というところがあるんですけど、今の事業者がここも利用しているので、そのところも含めて利用状態は把握しているので、車が入ることは確認しています。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

議案第25号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第26号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-10から5-12及び5-1020から5-1024は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1024については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和5年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号5-10は、不動産業を営んでいる譲受人が、譲渡人が所有する中央区上溝の農地、3筆、2,543㎡の所有権移転を受け、犬の訓練所及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由につきましては、犬の訓練士の資格を有している要望者の事業拡大のため、新たな犬の訓練施設として使用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、新設フェンスを設置する計画です。雨水については砂利敷き及び土、浸透処理とする計画です。申請地は鳩川すみれ公園の南東約220mです。

続きまして、收受番号5-11は、譲受人の西部ハウジング株式会社が、譲渡人が所有する麻溝台4丁目の農地、1筆、311㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である西部ハウジング株式会社が、都市計画法第34条第11号の規定に基づき区域指定を受け、1区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み2段で土留めする計画です。雨水については、宅地内浸透施設を設置するほか、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立麻溝台中学校の北40mです。

続きまして、收受番号5-12は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区大島の農地、1筆、250㎡の使用賃貸借設定を受け、農家分家として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は現在借家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック積み1段で土留めする計画です。雨水については、敷地内に浸透施設を設置し、汚水については公共下水道に接続す

る計画です。申請地は水場公園の南東約30mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5-1020は、譲受人の有限会社峰岸土木が、譲渡人が所有する緑区千木良の農地、3筆、718㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人は土木工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を既存のRC擁壁高さ60cmから1.5mと新設のRC擁壁高さ50cmから1mで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立千木良小学校の北西約340mです。

続きまして、收受番号5-1021は、譲受人の相模湖不動産株式会社が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、427㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、隣接する住宅の庭敷地として、一体で建売住宅として販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を鉄条網及びRC板高さ30cmで土留めをし、汚水については、合併浄化槽を使用し、吸い込み槽で敷地内処理、雨水についても、土のままによる敷地内浸透の計画です。申請地はJR相模湖駅の北西約200mです。

続きまして、收受番号5-1022は、譲受人の株式会社日本物産が、譲渡人の所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、540㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新たにコンクリートブロック2段から4段を設置し、雨水については、浸透ますを設置し、敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽を設置し、吸い込み槽により処理します。申請地は相模湖病院の北東約450mです。

続きまして、收受番号5-1023は、譲受人のFUJINO VALLEY株式会社が、譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、497㎡の所有権移転を受け、事務所及びRVパーク、いわゆるキャンプ場として転用するための申請です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人はアウトドア施設関連法人を設立し、新たにオートキャンプ施設として、いわゆる管理事務所とテントサイトを整備するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口部分を除き、新たにコンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽を設置し、側溝に接続します。申請地は学校法人シュタイナー学園の南約800mです。

続きまして、收受番号5-1024は、借受人の中日本高速道路株式会社が、貸出人

8名が所有する緑区与瀬の農地、15筆、4,894㎡のうち3,975㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、高速自動車国道中央自動車、いわゆる中央高速の渋滞対策事業に伴う工事用地として一時転用するものです。転用期間は令和13年12月31日までです。

渋滞対策事業の工事概要ですが、小仏トンネル出口から相模湖インターチェンジまでの下り車線を現在の2車線から3車線にするための工事です。今回の工事区間内には4つの橋梁があり、このうち1つの橋梁改修工事箇所が今回の申請地の正面に当たります。

次に仮設工事用地の概要ですが、最初に、申請地は市道与瀬吉野線から中央高速道路に向かって下り傾斜となっております。申請地上部の市道の高さ位置に合わせて約1,600㎡の仮設作業高台を設置し、その上で工事用の資材運搬車両の回転スペースや直径1m前後、長さ10mほどの鋼管などの大型資材の置場として使用します。作業高台を支える柱はH鋼で、長さは最長で約2.2m、そのH鋼を地中に約1.6m打ち込みます。これが97本の予定となっております。

次に、作業高台以外の地表部分の利用は、工事で発生する残土の一時置場や改修工事をする橋脚や道路部分のアスファルトなどを撤去したときに発生する廃棄物の一時保管場所等に使います。

次に、隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化として、周囲を高さ3mのフェンスで囲い、出入口についてはキャスター付フェンスを設置します。土砂流出防止対策として、トンパック大の大型土嚢により土留めをします。雨水については敷地内浸透とし、作業高台からの雨水については、床面の鋼板の隙間から地面に流れ落ちる構造となっております。申請地は相模湖インターチェンジの北東約800mです。なお、本件は、神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

まず初めに、收受番号5-10については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

8月27日に現地を確認してまいりました。進入路ですけれども、案内図の左側、縦に伸びている線が道路で、そこから細い点線のところが譲受人の土地でありまして、そこから進入することができます。現況、草が少々生えている状態ですが、区画もはっきりしています。犬の訓練所ということで、周りにフェンスを設置します。高さは2mですけれども、下半分1mは半透明のアクリルのフェンス、上半分1mがメッシュのフェンスということで、隣地に畑がありますけれども、日照等は問題ないと思われまして、調査時に譲受人の方にたまたまお会いすることができまして、お話を聞きました。まず、下がアクリルフェンスの理由は、犬というのは端に寄っておしっこをしますので、それが隣地に出ないようにということらしいです。また、フェンスが2mあれば外に逃げ出

すこともないと言われていました。あと、私が一番気になったのは、犬の鳴き声が周囲の家の方の迷惑にならないかと聞いたんですけれども、ここは訓練所で、飼い主から日中、犬を預かって訓練し、終わったら戻す、犬をここで飼うのではないので心配はないですと伺いました。

以上、問題ないと思われまます。御審議をお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1 1については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

8月27日に現地確認に行っていました。ここは麻溝台中学校の北側でして、住宅街の中に1か所だけ農地がある場所でございます。中には栗の木とかんきつ系のミカンがなっていました。やむを得ないんですけど、特にこれは問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1 2については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

三方が住宅に囲まれておりまして、東側の1面だけが道路に面しております。住環境、営農環境とも全く問題はない場所です。写真では更地になっておりますけれども、おとしまではきれいに作付されていた場所で、この場所で、今までよく荒らさずに維持していただけたなという土地です。全く問題ない場所です。

以上です。

議長（阿部会長）

次に、收受番号5 - 1 0 2 0から1 0 2 2及び5 - 1 0 2 4については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

まず、收受番号5 - 1 0 2 0ですけれども、28日に推進委員の岸さんと現地を確認いたしました。この方は2年ぐらい前にも資材置場として申請がありました。その場所もきれいに整理されておりますし、今回のところも境界線もきちんと確認できておりますので、別に問題ないと思います。

次に、收受番号5 - 1 0 2 1ですけれども、ここも先月、非農地証明が出たところのすぐ下でございます。畑となっておりますけれども、山という感じで、何年も何も作っていないところでございます。今はきれいに草を刈っております。境界線もきちんと出ておりますので、ここも別に問題ないと思います。

次に、收受番号5 - 1 0 2 4ですけれども、私も農業委員をやっておりまして、こんなにたくさんの筆と面積のところを確認するのは初めてでございます。中日本の方の方が説明していただかないと全然分からないところでございます。担当者の方いろいろ質問したんですけれども、まず、8年と何か月という長い期間で、この期間、何かあったらどうするのか、もし申請が延びたらどうするのかと質問しましたら、その都度、農業委員会に申請していきますので、そこは大丈夫ですという答えをいただきました。

そしてもう一つ、地権者が11人おりまして、もし8年後に返してもらったときに、ここは本当に私の土地なのかということにならないかという不安もあったんですが、現

在は測量もきちんとされておりまして、別に問題はないけれども、地権者の方からも、俺の代はいいけれども、8年たって俺が亡くなったら、子孫がここは本当に俺の土地なのかなと、そういう意見も出たそうです。今はきれいに整地されておりまして、一部はユズの木があるんですけども、そこも切って整地するそうです。道路よりも5mも6mも下のほうに高速道路があるんですけども、今回、そこに橋を架けて、12tの車が入ってくるそうです。資材を持ってきたときに、そこで回転して、荷物を下ろして、また、帰るそうです。中には水路とか、赤道もあって大変だというお話を聞きましたけれども、高速道路の担当者からの意見を聞きましたので、別に問題はないと思います。

收受番号5 - 1022は、その日に見ればよかったんですけど、ちょっと時間がなかったんで、29日に私が1人で現地を見てまいりました。スクリーンだと大分きれいになっているんですけど、これは大分、古い写真ではないかと思えます。私が見に行ったときは、手前の道路はあれですけど、奥のほうは腰丈の草が生えておりましたが、境界線もはっきりしておりますので、別に問題はないです。

最近思うんですけども、確認するときに、不動産屋とかに、きれいに草を刈れとか、境界線のところに旗を立てるとか、昔はきちんとしてあったんですけども、私が担当しているところはあまりないんですが、そういうところもきちんとしていただければ、現地確認も簡単にできるのではないかなと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1023については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

3番（加藤委員）

8月28日、天野委員と一緒に調査しました。3時過ぎ頃だったか、ちょうど草刈りをしていて、草が二、三十cm伸びていたのを、みっともないからと刈り始めたところで、一応、話をしましたので、場所は大丈夫だということで、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

17番（藤村委員）

2つあるんですけど、1つは質問で、收受番号5 - 12は分家住宅にしてしまうと、その意味は分かるんだけど、それにしなければならぬ意味があるんですか。これにしてしまうと、例えば、本人が引っ越そうと思ったときに、更地にして戻さなければならぬよね。条件付になってしまうから、ここは普通に転用できないのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

市街化調整区域ですので、開発行為の審査基準というのがあります。その中で、建物を建てられる基準になります。

17番（藤村委員）

分かりました。そうすると、周りがみんな住宅だけど、これも同じ条件なの？

事務局（伊藤所長）

経過として、今、定かに答えることはできませんけれども、ここの区域は大沢南部の土地改良をやった縁辺部です。この縁辺部について、いわゆる区画整理になりまして、

地権者の中には将来的には分家住宅を建てたいという希望がある方がいますから、そういった方々の意見を集約して、この縁辺部に宅地化できるような位置づけで区画を設けてあるところになるんです。しかしながら、調整区域には変わりありませんから、家を建てる場合には、それなりの開発の基準にのっとった理由でないと建てられない。今回のケースは農家分家住宅ということで、開発の許可を取っていることになります。

17番（藤村委員）

はい、分かりました。

收受番号5 - 1024の道路公団、1番目の写真を見ると、先ほど青木委員が、8年もたつて、あとどうなるか分からないと言われたんだけど、それこそ農業委員会から見ると、こういう細切れの土地がきれいさっぱり真っ平らにされて、美しい農地ができるのではないかと思うんですが、その辺は何かうまいこと考えられないんですかね。農地造成をきれいにやってくれるような感じにもなるんですが。

事務局（伊藤所長）

現状、20度から30度ぐらいの傾斜になっております。上の地図でいうと、市の道路がありますけれど、それからちょうどガードレールがあるところ、そこから見た写真が1番目の写真になるんです。高速道路に向かって下っているんです。私から中日本高速に、農地に復元するときに、地主さんのいろいろな希望があると思います。このままの状態、傾斜のままでいいという方もいるでしょうし、ちょっと使い勝手が悪いと言われる可能性もあります。そういったときには、例えば、ちょうど高速道路の反対側、この写真には載っていないと思うんですけど、傾斜地で、なだらかに段々畑になっているところがありまして、ああいう畑に復元してほしいという希望があったときには、できれば、その希望に沿った形で農地復元してもらえたらと要望として投げかけています。そうすれば、傾斜であるより段々状態になっていれば耕作もしやすいでしょうねということで、中日本では、その辺も検討しますとは言われています。

以上です。

17番（藤村委員）

今すぐ結論を出せというわけではないけど、終わりが近づいたときに、いろいろな話ができればいいですね。

以上です。

12番（山口委員）

先ほどの收受番号5 - 12で補足しておきますけど、譲受人は譲渡人の娘さんです。

それと1点質問で、收受番号5 - 1024で、矢印がある場所が1か所飛んでいますけれども、これは何か意味があるんですか、何でつながっていないのかな。

事務局（伊藤所長）

まず、間が空いているところについては、地主さんの了解を得られず、借り受けることができませんでした。では、その飛び地に対して、作業場としてどのように使うのかという疑問が出てくると思いますが、そこについては、右側の申請地の角のところ大型クレーンを設けて、今回、飛び地のところに資材を運んだりします。そして、高速道路側には高速道路の管理用道路がありまして、東側から高速道路沿いに市道兼管理用道路が通っていますので、そこには運搬用のダンプも入る計画になっておりまして、飛び地の部分も工事に関しては必要なスペースということで、今回このような形にはなって

いますけれども、工事には使っていくことになります。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

12番（山口委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

事務局（前田事務局長兼次長）

先ほど青木委員から御指摘、御意見がありました現地調査の際に、現場の草刈りや境界が分かるような目印、ポール等、現地を確認いただくために現地調査に行っていた聞いていますので、確認しやすいよう徹底していきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

議長（阿部会長）

よろしく申し上げます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第26号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第27号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1014から5-1031は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

整理番号5-1014及び5-1015は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は3年4か月、件数は2件で、2筆、面積は1,537㎡です。

続きまして、整理番号5-1016から5-1030は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は15ページから19ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は15件で、21筆、面積は12,476㎡です。

続きまして、整理番号5-1031は、7月に本農業委員会で新規就農者認定を行った借受人が新たに利用権を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は5年4か月、件数は1件で、3筆、面積は1,565㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

整理番号5-1014と1015、この方は横浜ですけれども、既に2,900㎡耕されている。どこにやられているんでしょうか。それと、うちの地区で頑張ってやっていただけるような方でしょうか。

事務局（伊藤所長）

この方は、本市の認定農業者の下で、令和3年4月1日から令和4年12月まで、2年間研修をされて、新規就農者ということで就農されています。今回の申請地と同様に、現在、青野原で6筆の農地を利用権設定して、露地野菜を行っております。非常に意欲的にしておりますので、今後も経営面積を増やして農業従事されていくと思っております。

17番（藤村委員）

はい、ありがとうございます。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（天野総括副主幹）

それでは、22ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-27から5-34は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年8月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23ページを御覧ください。案内図は21ページから25ページです。

整理番号5-27から5-34は、中間管理機構神奈川県農業会議が借り入れ、農業者に貸し出すための利用権を設定するものです。件数は8件、13筆、面積は合計で14,918㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

整理番号5-31と5-33はどういう方でしょうか、簡単に説明していただくとありがたいんですが。

事務局（天野総括副主幹）

すみません、手元に資料がないので、後で回答させていただければと思います。

議長（阿部会長）

それでは、今、回答できませんので、日程7議案第28号の採決については、説明を確認した後にさせていただきたいと思います。

日程 8 議案第 29 号 「相模原市農業経営基盤の強化の推進に関する基

本構想」(案)の意見照会に対する回答について

議長（阿部会長）

それでは、次の議案に移らせていただきたいと思います。

日程 8 議案第 29 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、26 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 29 号 「相模原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」(案)の意見照会に対する回答について。農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づく相模原市が策定する基本構想案に係る意見照会については、別紙のとおり意見するものとする。令和 5 年 8 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、27 ページを御覧ください。

今回の基本構想案に対する回答につきましては、8 月 14 日までに委員の皆様からいただいた意見を参考に、第 9 回農政運営委員会で検討し、取りまとめたものでございます。

基本構想案の意見照会に対して、第 3 の 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方の 2 段落目について、「働きやすい環境づくりなど農業経営の改善にも女性が寄与すると考えられることから」の文面の一部を「女性の視点による農業経営の改善や地域の活性化が期待されることから」とすることや、第 5 の 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項について、原案では使役表現を担っている文面を、「担い手としての女性の能力の十分な発揮を支援する研修等」とすることを回答するものです。

なお、この議案について、本日の総会で御同意いただいた後、市へ回答を提出いたします。市では、9 月上旬から中旬にかけて、県との協議の上、県の同意を得て、9 月上旬に公告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。
議案第 29 号について、原案に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 29 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程10 報告第27号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第28号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程12 報告第29号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第30号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程14 報告第31号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

特にございません。

議長（阿部会長）

皆様方からはいかがでしょうか。

17番（藤村委員）

49ページの方、書類上はあっせんなしということで、八王子の方ですし、有効に使われるかどうかというのはちょっと危惧されるんですが、これはどうでしょうか、何か情報がありますでしょうか。随分、立派な面積ですし、有効に使っていただきたいなと思いますが。

議長（阿部会長）

所在地が上沖原、下大島ということですかね。諏訪森下と。

事務局（天野総括副主幹）

そのまま耕作されるということで、特に情報はありません。継続して耕作されるということなので。そういう意味ではないんですか。そのまま継続して耕作するという届出が出ております。

17番（藤村委員）

農業を続けてもらえる何らかの情報、例えば、近くの農業委員さんが、あの方、一生懸命やっていますよとか。犬目町というのを見たら、八王子のかなり遠い北のほうですね。だから、親戚の方かどなたかがやったださっているとか、何かがあればいいですが、ないとすれば、それこそ農業委員の出番ではないでしょうか。

議長（阿部会長）

もし分かればですが、地域の農業委員さんとして、山口委員さん、どうでしょう、下大島と上沖原なので、下っ原だと思いますけど。

12番（山口委員）

多分これ、間違いなく中州の田んぼですけれども、恐らく、届出人のお父さんか何か地元の人だったのかなという感じですね。直接は存じ上げない方なので、詳しいことは分かりません。ただ、去年の11月だから、耕作者がこれだけ一遍に借りられたとしたら問題になっているはずなので、これで耕作者がいなくなったという話は、まだ聞いておりません。注意して見てみようかと思えますけれども、今のところは以上です。

17番（藤村委員）

書類はこれで、報告は承りましたということで結構だと思いますけど、そういった情報が入手できるなら、ありがたいなと思います。

事務局（前田事務局長兼次長）

今、御意見のあった届出人、相続した方が遠隔地あるいは面積的に大きいケースにつきましても、引き継ぐ方がどんな方なのか、農業的な技術がどうなのかということも含めて、情報提供させてもらいたいと思っております。

2番（齋藤委員）

40ページの非農地証明、申請人は分からないからこのままになっていたのか、ちょっと分かりませんが、40ページの一番下、利用状況が駐車場となっているんですけど、実際に登記は畑で、現況は雑種地で、一応、税金は雑種地で取っていたと思うんですけど、結構広い土地なので、有料の駐車場みたいのを長くやられていたということですか。もし把握していたら、どんな状況だったのか、教えていただけますか。

事務局（天野総括副主幹）

駐車場については、ほぼ砂利敷きになっているような状況です。

2番（齋藤委員）

これは、賃貸ですか？

事務局（天野総括副主幹）

賃貸ではないですね。

面積は広いんですけど、全部が駐車場ではなくて、荒れ地になってしまっているような状況で、一部、駐車場で使っています。

2番（齋藤委員）

自分で使っているということですか。

事務局（天野総括副主幹）

そうですね。

2番（齋藤委員）

駐車場として営業的にというわけではないんですか。

事務局（天野総括副主幹）

ほとんどの部分は荒れ地になってしまっています。

2番（齋藤委員）

そうですか。はい、分かりました。結構です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

17番（藤村委員）

1件だけ追加でお願いしたいんですけど、21ページの整理番号5 - 1031の方も、新規就農者みたいですが、どういう方が、お知らせいただければありがたいと思います。

事務局（伊藤所長）

この方は、今年の7月13日付で新規就農者に認定しました。市内の認定農業者の下で令和4年7月1日から今年の6月30日まで研修をし、新規就農者として認定しました。営農計画では、ホウレンソウ、ニンジン、スイートコーン、長ネギなどを計画しております。今回の利用権設定でも、同じように、ホウレンソウ、スイートコーンを栽培していく予定です。今回の利用権設定により、経営面積1,565㎡で、新規就農という形になります。なお、年齢は42歳になります。

以上でよろしいでしょうか。

17番（藤村委員）

はい、ありがとうございます。

議長（阿部会長）

それでは、日程9報告第26号から日程14報告第31号は以上で終了させていただきます。

先ほどの件もでございますので、ここで暫時休憩としまして、再開を午後3時10分とさせていただきます。

暫時休憩します。

[休憩]

日程7 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

それでは、再開いたします。

日程7 議案第28号の收受番号5 - 31と5 - 33について、事務局から説明いたします。

事務局（田中主査）

收受番号5 - 31について、補足説明させていただきます。利用権の設定を受ける方は、平成24年1月に就農された方です。相模原市農協で行われている市民農業研修講座という営農ボランティアを育成する講座を受けて、その後、営農ボランティアになる制度がありますが、NPO援農さがみはら発足当時のメンバーで、一時期は会長としても活躍された方になります。

以上でございます。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号5 - 33の方につきましては、令和3年3月に新規就農として認定しました。理由としましては、神奈川県農業サポーター制度に参加されていて、それにより新規就農者ということで認定いたしました。

以上でございます。

議長（阿部会長）

本件については以上ですが、よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7 議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第19回総会は、令和5年10月2日月曜日午後1時30分から開催する予定です。場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第18回総会を終了いたします。